

## ■よくある質問 (FAQ)■

※手引き：更新講習システム利用の手引き（本学HPにてダウンロード）

### 【受講者情報登録(更新講習システム)】

Q:昨年度、他大学で更新講習を受講したが、その際に取得した受講者IDを利用することはできるのか。

A:いいえ、利用できません。本学で新たに受講者IDを取得してください。

Q:メールアドレスを入力後、「確認メール送信」ボタンを押したが、「メールアドレス確認メール」が届かない。

A:メールアドレスの誤入力や、ドメイン不許可の設定(表紙参照)等が考えられます。連絡に必要となるため、必ず受信可能なメールアドレスの登録をしてください。

### 【講習開催情報(更新講習システム)】

Q:受講料の決済後、受講申込書を郵送したが、更新講習システムの「講習開催情報」のステータスが「未」となったままである。

A:クレジットカード決済の場合はリアルタイム、コンビニ決済の場合は概ね約1時間以内に更新講習システムへ反映され、「講習開催情報」のステータスは「未」から「済」の表示に切り替わります。(システムメンテナンス等により、更に時間がかかる場合があります。)

受講申込書は、本学で内容を確認でき次第、「済」の表示に切り替わります。(ただし、提出書類に不備があった場合は、完備するまで「未」の状態です。)

### 【受講料の納入】

Q:第2回募集の受講料納入方法は、銀行振込ができるのか。

A:いいえ、第2回募集では、銀行振込は利用できません。クレジットカード決済又はコンビニ決済のいずれかとなります。

### 【申込書の提出】

Q:更新講習システムから予約をし、受講料の決済を行ったが、手続きは完了したのか。

A:いいえ、手続きは完了していません。以下の①～③を本学まで提出してください。(手引きP15 参照)

- ①受講申込書 ※受講者本人の写真貼付及び押印が必要
  - ②証明者記入様式 ※証明者の公印(私印は不可)が必要
  - ③返信用封筒 ※長形3号封筒に、82円分の切手を貼付の上、受講者本人の宛先を記入したもの
- ※更新講習システムから印刷

Q:第1回及び第2回募集の両方を申込み場合は、第2回募集でも証明者様式及び返信用封筒の提出が必要となるのか。

A:いいえ、必要ありません。提出は第1回募集のみであり、第2回募集は不要です。

Q:証明者記入様式の証明者の印は、証明者の私印で押印してしまった。

A:証明者の私印による証明書は、受理できません。必ず証明者の公印が必要となります。

### 【講習の変更・キャンセル】

Q:予約受付期間後に講習の変更をしたい。

A:講習の変更手続は、予約受付期間中は更新講習システムで行うことができますが、予約受付期間終了後の講習の変更は、以下の日時から受け付けます。本学学務部学務課(076-445-6097)まで問い合わせてください。(手引きP18 参照)

- ◇第1回募集分◇ 5月22日(火)9:00～
- ◇第2回募集分◇ 7月 5日(木)9:00～
- ◇受 付 期 限◇ 変更前及び変更後の講習共に講習開始日の前日から起算して、7日前まで(土日祝日、本学夏季休業期間(8月13日～17日)は含まない。)

Q:予約受付期間中、受講料の決済を行ったが、受講キャンセルをしたい。

A:受講料の決済を行うと、予約受付期間終了まで受講キャンセルはできません。十分留意の上、決済してください。ただし、予約受付期間中で、決済前であればシステムから行うことができます。

受講料の決済後の受講キャンセルは、以下の日時から受け付けます。本学学務部学務課(076-445-6097)まで問い合わせてください。(手引きP12 参照)

- ◇第1回募集分◇ 5月22日(火)9:00～
- ◇第2回募集分◇ 7月 5日(木)9:00～
- ◇受 付 期 限◇ 講習開始日の前日から起算して、7日前まで(土日祝日、本学夏季休業期間(8月13日～17日)は含まない。)

### 【職種】

Q:「認定対象職種」は、認定対象職種以外でも履修認定はできるのか。

A:いいえ、認定対象職種以外の講習を受講しても更新講習の単位として認められません。必ず自分の職に対応した講習を受講してください。

(例)認定対象職種:教諭 ⇒ 履修認定は教諭のみ。養護教諭や栄養教諭は認定対象外となる。

Q:「主な受講対象者」は、対象の職種ではなくても受講はできるのか。

A:はい、受講できます。主な受講対象者は、講習内容から受講が想定される職種です。“主な”受講対象者のため、主な受講対象者以外の方も受講可能です。

(例)主な受講対象者:小学校・中学校(社会) ⇒ 高等学校(地理歴史)や国語の免許状を有する教諭も受講可能

### 【富山県特別連携講習】

Q:富山県特別連携講習を受講したいのだが、誰でも受講することができるのか。

A:いいえ、誰でも受講することはできません。富山県教育委員会が実施する教職員研修の受講資格者のみ受講可能となります。受講希望者は、教職員研修実施要項(富山県教育委員会発行)も参照のうえ、必ず更新講習と教職員研修をそれぞれの機関で申し込んでください。